

令和8年度 つなぐ・つながる協働促進マッチング事業 募集要項

1 事業の概要

(1) 目的

多様な主体の協働による社会貢献活動の活性化を図るため、地域コミュニティやNPO、企業等のマッチング及び持続的な協働の取組に向けた伴走支援を実施する。

また、企業における共生・協働活動への理解促進、参加意識の醸成を図る。

(2) 内容

業務内容は次のとおりとし、業務執行にあたっては、企画提案をもとに内容等を県と協議しながら進めていくこととする。

- ① イベント（シンポジウム・交流会）の開催
- ② 協働の取組の創出に向けたマッチング
- ③ 情報発信

※ 詳細は、別添業務委託仕様書（案）のとおり。

2 応募できる団体

NPO法人、企業等で、次の(1)～(5)全ての要件を備えている団体とする。

複数の団体による共同事業体で応募することも可能とする。この場合、共同事業体の幹事団体は本応募資格を満たしている必要があり、構成団体も(1)を除き要件を備えている必要がある。

- (1) 県内において、応募の日までに1年間以上の活動実績を有すること。又はそれと同等の活動実績があると認められること。なお、任意団体を法人化した場合は、任意団体の活動歴も含める。
- (2) 定款又は規約を有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。
- (3) 実施しようとする事業内容が定款に適合していること。
- (4) NPO法人にあつては、特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - ② 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ③ 暴力団又は暴力団員が役員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体

※ 共同事業体で応募する場合は、次の事項に留意してください。

- ・ 共同事業体を構成する団体の中から、県に対する窓口として代表団体を選出すること。
- ・ 応募については、1共同事業体につき1提案とすること。なお、共同事業体の構成員は他の共同事業体の構成員となること、又は単独で応募することはできません。

3 事業の実施期間及び事業費

- (1) 事業の実施期間
令和8年5月下旬（契約締結日）から令和9年3月18日（木）
- (2) 事業費
1,596千円以内（消費税込み）

4 募集期間及び応募方法

- (1) 募集期間
令和8年3月31日（火）から令和8年5月8日（金）午後5時まで（必着）
※ 5月8日（金）午後5時を過ぎてから郵送又は持参された書類は受け付けません。
- (2) 応募方法
次の(3)の応募書類を「12 問合せ及び応募先」（P6）に郵送又は持参により提出すること。
※ ファクスや電子メールによる応募は受け付けません。

(3) 応募書類

	単独団体での 応募の場合	共同事業体での応募の場合	
		代表団体	代表団体を除く 構成団体
① 応募書 (様式第1号)	○	○	—
② 企画提案書 (様式第2号)	○	○	—
③ 共同事業体応募構成届出書 (様式第3号)	—	○	—
④ 団体調書 (様式第4号)	○	○	○
⑤ 団体の目的等についての確認書 (様式第5号)	△ (任意団体のみ)	△ (任意団体のみ)	△ (任意団体のみ)
⑥ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者等に該当しないことを確認した旨の書面 (様式第6号)	△ (任意団体のみ)	△ (任意団体のみ)	△ (任意団体のみ)
⑦ その他必要な添付書類			
ア 団体の定款又はこれに代わるものの写し	○ (NPO 法人以外)	○ (NPO 法人以外)	○ (NPO 法人以外)
イ 団体の直近1年間の事業報告書の写し又はこれに代わるもの (活動実績がわかる書類)	○ (NPO 法人以外)	○ (NPO 法人以外)	○ (NPO 法人以外)
ウ 団体の直近1年間の活動計算書、収支計算書若しくは損益計算書及び貸借対照表若しくは財産目録又はこれに代わるもの (財務状況がわかる書類) の写し	○ (NPO 法人以外)	○ (NPO 法人以外)	○ (NPO 法人以外)
エ 県税の納税証明書 (県税について未納がないことの証明 ：地域振興局、支庁県税課で発行)	○	○	○

※ 上記①から⑥の様式は、県共生・協働センターのホームページに掲載していますので御利用ください。 <https://www3.kagoshima-pac.jp/>

5 質問及び回答

本業務に関する質問については、原則として（様式第7号）の質問書提出によるものとする。
なお、電話や口頭での質問は受け付けない。

(1) 提出先等

- ア 提出期限 令和8年4月10日（金）午後5時（必着）
イ 提出先 鹿児島県かごしま県民交流センター協働活動促進課
（鹿児島県共生・協働センター）
〒892-0816 鹿児島市山下町14番50号
カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）東棟1階
電話：099-221-6605 F A X：099-227-2247
Email：p-kyodo@pref.kagoshima.lg.jp

- ウ 提出方法 ファクス又は電子メール
（送信後、電話により着信の確認を行うこと。）

(2) 回答

- ア 回答方法 鹿児島県のホームページに随時掲載する。
※ ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。
なお、質問者名及び団体名は公表しません。
- イ その他 提出期限までに到達しなかった質問については、原則として回答しない。

6 審査・選考方法

- (1) 書類審査及びプレゼンテーションにより選考・決定する。

【日時・場所】

日時：令和8年5月14日（木）（予定）

場所：カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）

※ 日時等の詳細は、後日通知します。

※ プレゼンテーションは、代表者及び主に従事する職員等が出席するものとし、出席に係る経費は、応募団体の自己負担となります。

- (2) 審査の過程で提案内容等に不明な点があれば、電話等で確認を行うことがある。
(3) 審査結果は、全ての応募団体に対し文書で通知する。

7 審査基準

(1) 目的の的確性

- ・ 団体・企業等のマッチングによる協働の取組の創出につながる内容であること。
- ・ 企業の参画を促進するための工夫が取り入れられていること。

(2) 提案内容の具体性・実効性

① イベント（シンポジウム・交流会）の開催

- ・ イベントの内容に具体性があり、多様な主体との連携や社会貢献活動への意識醸成を図るための工夫があること。
- ・ 団体・企業等の登録及びマッチングにつながる効果的な運営方法であること。

- ② 協働の取組の創出に向けたマッチング
 - ・ 幅広い団体・企業等の登録につながる工夫が示されていること。
 - ・ 団体・企業等のニーズを踏まえ、協働の創出につながるマッチングの仕組みが具体的に示されていること。
 - ・ マッチング後の協働の取組が円滑に進み、持続的な協働の取組を見据えた支援の工夫があること。
- ③ 情報発信
 - ・ 協働の取組の横展開につながる効果的かつ具体的な情報発信の手法であること。
- (3) 実施体制・事業スケジュール
 - ・ 事業を円滑に実施できる体制を有していること。
 - ・ 事業実施方法及び事業スケジュールが妥当であること。
- (4) 事業費の妥当性
 - ・ 所要経費の積算は具体的で、使途が明確かつ妥当であること。

8 事業の実施

- (1) 企画案採択後の協議

企画提案が採択された応募団体（以下「実施団体」という。）と県との間で協議を行い、委託業務に係る仕様を確定する。

なお、協議の結果、提案事業の内容の一部を変更する場合がある。

また、協議が不調に終わった場合は、次点の評価を得た団体を契約候補者とするところがある。
- (2) 見積書等の提出

実施団体（共同事業体の場合は全ての構成団体）は、下記の書類を県に提出する。

 - ① 事業費の見積書
 - ② 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年 9 月 27 日付け生文第 197 号）の規定に基づく、「誓約書」及び「役員等名簿」
- (3) 契約の締結

契約の手続は、鹿児島県契約規則に基づいて行う。
- (4) 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ鹿児島県の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。
- (5) 事業報告及び完了検査
 - ア 実施団体は、令和 8 年 12 月 11 日（金）までに事業実施状況報告書（様式第 8 号）（令和 8 年 11 月末時点の委託業務の実施状況）を県に提出する。
 - イ 実施団体は、事業終了後、令和 9 年 3 月 18 日（木）までに事業実績報告書（様式第 9 号）及び収支決算書（様式第 10 号）を県に提出する。
 - ウ 県は受託者から事業実績報告書を受理した場合は、速やかに完了検査を行う。
- (6) 事業費の請求及び支払い
 - ア 受託者は、県による完了検査に合格した場合は、県に対して経費を請求することができる。
 - イ 経費の支払いは、原則として履行確認後（事業完了検査後）に行う。ただし、前金払いが必要な場合は、契約書の中で取り決める。

9 会計処理等

- (1) 会計区分
本事業の会計は、受託者の他の経理と明確に区分するものとする。
- (2) 会計帳簿類の保管
会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した年度の翌年度（令和9年度）から5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保管するものとする。

10 情報公開・情報提供

- (1) 県における情報公開等
事業の実施状況及び実績の概要等を県のホームページ等で広く紹介する。
- (2) 受託者における情報提供
受託者は、活動状況等について積極的な情報公開・情報提供を行うものとする。

11 事業のスケジュール

募集期間	【令和8年3月27日（金）～5月8日（金）】午後5時まで（必着） ○ 県共生・協働センターホームページ等で募集
審査・選考	【令和8年5月14日（木）】（予定） ○ 書類審査及びプレゼンテーション 場所：カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター） ※ プレゼンテーションの開始時間等については別途通知 ○ 選考結果通知 令和8年5月中旬（予定）
事業実施	【令和8年5月下旬（契約締結日）～令和9年3月18日（木）まで】 ○ 事業計画に沿って事業実施
事業評価	【令和9年3月】 ○ 事業完了報告書の提出 ○ 事業評価

12 問合せ及び応募先

鹿児島県かごしま県民交流センター協働活動促進課（鹿児島県共生・協働センター）
〒892-0816 鹿児島市山下町14番50号
カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）東棟1階
電話：099-221-6605
FAX：099-227-2247
E-mail：p-kyodo@pref.kagoshima.lg.jp